

横須賀市犯罪被害者等日常生活支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市犯罪被害者等基本条例（令和3年横須賀市条例第75号。以下「条例」という。）第10条に基づき、日常生活を維持するための支援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為（刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 1か月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 性犯罪 犯罪のうち刑法第176条から第179条までの罪、第181条及び第241条の罪並びにこれらの罪の未遂罪をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が警察に受理されているものに限る。
 - ア 犯罪による死亡又は重傷病
 - イ 性犯罪による被害
- (5) 配偶者等 配偶者若しくは婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者又は本市パートナーシップ宣誓証明書の交付など公的な証明を受けている者をいう。
- (6) 遺族 犯罪被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）の死亡時において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者等
 - イ 犯罪被害者の二親等以内の親族（養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあったと市長が認める者(子に限る。)及び犯罪被害者とファミリーシップ関係にある者を含む。以下同じ。)
- (7) 家族 犯罪が行われた時において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者等
 - イ 犯罪被害者の二親等以内の親族
- (8) 市民 条例第2条第5号に定める市民等のうち住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、横須賀市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず次のアからカまでに掲げる事項により、横須賀市の住民基本台帳に記録されずに横須賀市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた又は受けている者

- イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)第 2 条第 3 項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた又は受けている者
- ウ 児童虐待の防止等に関する法(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待を受けていた又は受けている者
- エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)第 2 条第 3 項に規定する高齢者虐待を受けていた又は受けている者
- オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待を受けていた又は受けている者
- カ その他、横須賀市の住民基本台帳に記録することで自己の生命または心身に危害を受けおそれのある者

(9) 日常生活支援 第 3 条に規定する家事並びに介護等費用支援、第 5 条に規定する一時保育費用支援及び第 7 条に規定する転居費用支援をいう。

(家事及び介護等費用の支援)

第 3 条 市長は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者、遺族又は家族が家事及び介護等支援としてホームヘルプサービスを利用した場合に、その費用の一部を支援するものとする。

(家事及び介護等費用の支援対象者及び内容)

第 4 条 前条の支援は、犯罪被害により家事又は介護等に支障が生じていると認められる者で、次の各号のいずれかに該当する者に実施する。

- (1) 犯罪被害者で、支援の申込みを行う時点において市民である者
- (2) 遺族で、支援の申込みを行う時点において市民である者
- (3) 家族で、支援の申込みを行う時点において市民である者
- (4) その他市長が認める者

2 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)における訪問介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)における居宅介護その他のホームヘルプサービスに関する制度を利用した場合の自己負担額の費用については、支援しない。

3 第 3 条の規定による支援は、第 1 項の規定に該当する者が利用した家事又は介護等支援に係るホームヘルプサービスに要した費用の実費額に対し実施する。

4 1 時間当たりの支援の額は、4,000 円を上限とする。

5 支援の対象となるホームヘルプサービスは 30 分を単位とし、一の犯罪被害について合計 72 時間までとする。

6 支援の対象となるホームヘルプサービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事
- (2) 食事、排泄、入浴等の介護
- (3) 通院等の介助
- (4) その他市長が必要と認める家事及び介護等

7 前項各号に掲げるサービスは、家事及び介護等の提供を業とする事業者から提供されたもので、かつ、犯罪被害者又は申込者の住居において行われたものでなければならない。ただし、

市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(一時保育費用の支援)

第5条 市長は、犯罪被害により監護する就学前の子（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合及び犯罪被害者とファミリーシップ関係にある者を含む。以下同じ。）の家庭での保育が困難となった犯罪被害者、遺族又は家族が、その監護する就学前の子のために一時保育（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の12第1項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）を利用した場合に、その費用の一部を支援するものとする。

(一時保育費用の支援対象者及び内容)

第6条 前条の支援は、犯罪被害により、就学前の子の家庭での保育が困難となったと認められる場合で、次の各号のいずれにも該当する者に実施する。

- (1) 第4条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 当該犯罪被害者の就学前の子を監護する者

2 支援の額は、1回当たり2,500円を上限とし、一時保育を利用した就学前の子の数を乗じて得た額を支給する。

3 支援の回数は、一の犯罪被害について10回までとする。

(転居費用の支援)

第7条 市長は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者である市民又は犯罪被害者と同居していた遺族が新たな住居へ転居するために要する費用の一部を支援するものとする。

2 前項に規定する従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者である市民又は犯罪被害者と同居していた遺族とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者
- (2) 犯罪被害による傷病、後遺障害、家族の死亡等により、従前の住居における従来の生活を維持することが困難になった者
- (3) 犯罪により住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなった者
- (4) 条例第2条第1項第3号の規定による二次被害又は同項第4号の規定による再被害を受けた者又は受けるおそれのある者
- (5) 本要綱に基づく転居費用の支援を受けたのち、転居先で条例第2条第1項第3号の規定による二次被害又は同項第4号の規定による再被害若しくはそのおそれにより、再び転居が必要になった者

(転居費用の支援対象者及び内容)

第8条 前条の支援は、次に定める資格要件のいずれかに該当する者に対して実施する。

- (1) 犯罪被害者で、当該犯罪発生時及び申込時のいずれも市民である者。
- (2) 遺族で、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた者。
- (3) 放火（刑法第108条、同法第111条第1項又は同法第117条第1項の罪をいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が警察に受理

されているものに限る。)によって前条第2項第2号に該当することとなった者で、当該犯罪発生時に市民であった者

(4) その他市長が必要と認める者

2 前項各号に該当する犯罪被害のうち、過失による被害を除く。ただし、市長が特に認める場合にはこの限りでない。

3 前条の規定による支援の額は、一の犯罪被害について200,000円を限度とする。

4 転居費用の支援回数は、一の犯罪被害について1回の転居を限度とする。ただし、前条第2項第5号に該当する場合又は市長が必要と認めた場合には、最大2回までの転居費用を支援する。

5 支援の対象となる転居費用の内容は、次に掲げるものとする。ただし、引越事業者又は不動産業者に支払ったものに限る。

(1) 引越しに係る運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用

(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料及び保証料等の費用

(支援の制限)

第9条 市長は、次に掲げる場合には、日常生活支援を実施しないことができる。

(1) 犯罪被害者又は次条第1項の申込書を提出する者(以下「申込者」という。)が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は申込者にも、その責めに帰すべき行為があった場合

(2) 犯罪被害者又は申込者が加害者の配偶者等又は親族である場合(関係が破綻していたと認められる事情がある場合を除く。)。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。

(3) 犯罪被害者である市民又は申込者が横須賀市暴力団排除条例(平成24年3月横須賀市条例第6号)第2条第1項第3号に規定する暴力団員等であった場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民、遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援を実施することが社会通念上適切でないとして市長が認めた場合

(支援の申込み)

第10条 日常生活支援を受けようとする者は、横須賀市犯罪被害者等日常生活支援申込書(第1号様式)及び犯罪被害に関する申立書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。なお、日常生活支援を受けようとする者は、当該日常生活支援が適正な事業者によって行われるよう、原則として事前に所管課に相談するものとする。

2 前項の申込書には、日常生活支援に係る領収書その他の支払費用の内容を証明することができる書類及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分ごとに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る手続で提出した書類をもって代えることができる場合、その一部の添付を省略することができる。

(1) 家事及び介護等費用又は一時保育費用の申込みの場合

ア 犯罪被害者が申し込むとき

(7) 申込者が申込みを行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 重傷病を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の書類

(ウ) その他市長が必要と認める書類

イ 遺族が申し込むとき

(7) 申込者が申込みを行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(ウ) 申込者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 申込者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあつた者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) その他市長が必要と認める書類

ウ 家族が申し込むとき

(7) 申込者が申込みを行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 重傷病を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の書類

(ウ) 申込者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 申込者が犯罪被害者と婚姻、養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあつた者又はパートナーシップの関係若しくは養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) その他市長が必要と認める書類

(2) 転居費用の申込みの場合

ア 遺族が申し込むとき

(7) 申込者が犯罪により死亡した市民と当該犯罪発生時に同居していたことを証明することができる書類

(イ) 犯罪により死亡した市民の死亡診断書又は死亡検案書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(ウ) 申込者と犯罪により死亡した市民との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 申込者が犯罪により死亡した市民と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあつた者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) その他市長が必要と認める書類

イ 犯罪被害者が申し込むとき

(ア) 申込者が当該犯罪発生時及び申込時に市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 重傷病を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の書類

(ウ) その他市長が必要と認める書類

ウ 家族が申し込むとき

(ア) 申込者が当該犯罪発生時及び申込時に市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 重傷病を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の書類

(ウ) 申込者と犯罪被害者との続柄及び同居していることを証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 申込者が犯罪被害者と婚姻、養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあつた者又はパートナーシップの関係若しくは養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) その他市長が必要と認める書類

エ 第8条第1項第3号に規定する放火による被害に遭つた者が申し込むとき

(ア) 申込者が当該犯罪が行われた時に市民であつたことを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 罹災証明書

(ウ) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、申込者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申込書の提出が困難と市長が認める場合は、次の各号のいずれかに該当する者が、犯罪被害者の代理として申し込み、支給を受けることができる。

ア 犯罪により重傷病を受けた者の配偶者等

イ 犯罪により重傷病を受けた者の二親等以内の親族

4 前項の規定により代理申込みを行おうとする者は、犯罪被害者の不利益が生じないよう、当該代理申込みについて、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

(申込みの期限)

第11条 前条の規定による申込みは、犯罪が行われた日の翌日から1年を経過したときは、することができない。ただし、申込期限までに申込みをしなかつたことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支援の承諾)

第12条 市長は、第10条の規定による申込みを承諾した場合には、速やかに、横須賀市犯罪被害者等日常生活支援費用支給通知書(第3号様式)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承諾を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者又は申込者

の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者である市民、遺族若しくは家族の続柄又は居住の実態を調査することができる。

3 市長は、第1項の規定により日常生活支援の実施を承諾したときは、当該日常生活支援の実施の承諾を受けた者からの次条に基づく請求に応じて日常生活支援を実施するものとする。

(日常生活支援に係る費用の請求)

第13条 前条第1項に規定する通知を受けた者は、横須賀市犯罪被害者等日常生活支援支給請求書(第4号様式)により、日常生活支援に要した費用を請求するものとする。

(日常生活支援の不実施)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による日常生活支援の実施の通知を受けた者が第9条各号に該当するときその他日常生活支援を受ける資格がないと判明したときは、日常生活支援を実施しないこととすることができる。

2 市長は、支援の実施の承諾を受けた者が偽りその他不正の手段により当該承諾を受けたと認めるときは、日常生活支援を実施しないこととすることができる。

3 市長は、前2項の場合においては、横須賀市犯罪被害者等日常生活支援不実施通知書(第5号様式)により、その内容を申込者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第15条 前条の規定により日常生活支援を実施しないこととした場合において、既に日常生活支援に要した費用を支給しているときは、市長は、当該日常生活支援に要した費用を返還させることとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

3 申込内容等

支援項目	申込項目	申込内容
家事及び 介護等	支援を必要とした事情	
	利用時間	家事支援 計 時間
		介護支援 計 時間 その他 計 時間 合計 時間
一時保育	支援を必要とした事情	
	保育対象者	氏名 (歳) 申込者との続柄
		氏名 (歳) 申込者との続柄
		氏名 (歳) 申込者との続柄
	利用回数 (利用人数 × 回数)	人 × 回 人 × 回 人 × 回 合計 回
転居費用	転居を必要とした事情	
	転居前の住所	
	転居後の住所	

4 調査等への同意

- (1) 私は、横須賀市暴力団排除条例(平成 24 年横須賀市条例第 6 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団員でないことを、警察へ照会することについて同意します。
- (2) 私は、本申込書の内容に虚偽がないことを認め、日常生活支援を受ける資格がないと判明したとき又は虚偽その他不正な手段により日常生活支援を受けたときは、支給を受けた日常生活支援に要した費用を市に返還することに同意します。
- (3) 私は、ファミリーシップに関する届出状況について、横須賀市の担当課に照会することについて同意します。

氏名 _____

第2号様式（第10条第1項関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

被害の概要

被害届の提出	有・無	被害届提出日	年 月 日
届出した警察署	警察署	罪 種	
被害年月日	年 月 日		
被害場所の住所			
犯罪被害者の氏名	フリガナ 氏 名		
生年月日	年 月 日（ 歳）		
被害時の住所	〒 ー		
犯罪被害者及び申込者に関して	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者及び申込者は、犯罪を誘発するような行為その他、責めに帰すべき行為は行っていません。		

上記のとおり、申し立てます。また、私は、上記の申立内容について、警察へ確認又は情報提供を行うこと及び必要に応じて警察等に事件の処理状況を確認することについて同意いたします。

申立人

フリガナ 氏 名	
住 所	〒 ー
電話番号	
犯罪被害者 との続柄	

第3号様式（第12条第1項関係）

第 号
年 月 日

横須賀市犯罪被害者等日常生活支援費用支給通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付で申込のありました横須賀市犯罪被害者等日常生活支援の費用支給については、次のとおりとしましたので、通知します。

- 1 家事及び介護等支援費用 ・ 一時保育費用 ・ 転居費用 について支給します。

支給金額 円

- 2 家事及び介護等支援費用 ・ 一時保育費用 ・ 転居費用 について支給しません。

理由

第4号様式（第13条関係）

横須賀市犯罪被害者等日常生活支援支給請求書

年 月 日

(請求先)
横須賀市長

請求者

郵便番号 〒 _____
住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____
電話番号 _____

年 月 日付 第 _____ 号で通知のありました横須賀市犯罪被害者等日常生活支援の費用支給として、次のとおり請求します。

- 1 請求額 _____ 円
- 2 振込口座

※①または②のどちらか一方に記入してください。
(ゆうちょ銀行の場合には②に記入してください。)

①	銀行及び支店名	銀行											支店	
	種 別	普通・当座	口座番号											
②	ゆうちょ銀行 の場合	記号 (右詰めでご記入ください)					口座番号 (右詰めでご記入ください)							

(フリガナ) 口座名義	
----------------	--

※請求者と口座名義は同一としてください。

第5号様式（第14条第3項関係）

第 号
年 月 日

横須賀市犯罪被害者等日常生活支援不実施通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付 第 号にて通知した横須賀市犯罪被害者等日常生活支援の費用支給について、下記の理由により、不実施としましたので通知します。

記

理由